

ダウンロード専用用紙ご使用の場合の注意事項

下記事項に注意のうえご使用ください。

適正に記載がされていませんと、受付が出来ない場合があります。

「共済手帳重複届」(様式第24号)

- 2枚作成のうえ各都道府県支部に提出してください。
 - ・「共済手帳重複届」は2枚複写様式(支部用、本部用)となっていますので、ダウンロード専用用紙につきましても2枚を作成し、各都道府県支部に提出してください。

○取扱いについて

2枚の記載内容は同一でなければなりませんので、1枚に記入し、残り1枚はコピーしてください。

※2枚にそれぞれご記入いただく場合は、記載内容に間違いがないように特にご注意ください。

※事業主控えは、2枚作成後、1枚コピーしていただきそれを控えとしてください。

- 作成は、ホームページ上の記入例をご覧ください。
 - ・ホームページ上に記入例を示しておりますので、その記入例を参考に、全ての記入項目にご記入ください。
- 「共済手帳重複届」提出時は、対象となる共済手帳を全て添付してください。
- その他、詳細については各都道府県支部にお問い合わせください。
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/shozaichi/shozaichi03.html>

